

ID: 337

担当部署: 経済部 産業振興課

<b>処分の概要</b>	指定及び助成措置の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市企業立地促進条例 第8条		
<b>例 規 番 号</b>	令和4年条例第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (指定及び助成措置の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、指定事業者（前条第1項の承継人を含む。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定、課税の免除、助成の措置若しくは特別援助を取り消し、又は既に免除した固定資産税の全部若しくは一部を納付させ、若しくは当該補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により課税の免除、助成の措置又は特別援助を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(3) 課税の免除の決定、助成措置の決定若しくは特別援助の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 課税の免除を受けた年度の初日又は助成の措置若しくは特別援助を受けた日の属する事業年度から3事業年後までの間に当該操業等を休止し、又は廃止したとき。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は除く。</p> <p>(5) 課税の免除を受けた年度の初日又は助成の措置若しくは特別援助を受けた日の属する事業年度に市税を滞納したとき。</p> <p>(6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年8月15日	<b>最終変更年月日</b>	令和4年7月29日